の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格）	で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十一年度の宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格（当該平成三十一年度適用土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十一年度適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格）
にあつては当該平成三十一年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

6　平成三十二年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の表第三号		
第三百四十九条第二項各号に掲げる	第一項	若しくは第四号
附則第十九条の二の二第三項に規定する	又は第四号	にあつては
	類似土地の同年度	類似土地の当該年度
	価格と	又は当該土地が同表の第三号、若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年度分の固定資産税にあつては、
	価格とし、当該土地が同表の第五号又は第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年度分の固定資産税にあつては田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第三項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となる価格を修正するための比準する価格を固定資産評価基準により修正した価格（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。以下この項及び次項において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格と	

当該平成三十年度の土地の類似土地	第一項の表第五号		
比準する価格	第三百四十九条第二項各号に掲げる	第一項の表第六号	
当該平成三十一年度の土地の類似土地	比準する価格	当該平成三十二年度の土地の類似土地	第二項
比準する価格	当該平成三十一年度の土地の類似土地	比準する価格	土地でこれらの土地の類似土地
田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度の土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十二年度の土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である土地とその状況が類似する宅地
比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格	田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
附則第十九条の二の二第三項に規定する	当該平成三十一年度類似適用土地の類似土地	当該平成三十二年度類似適用土地の類似土地	当該平成三十一年度適用土地の類似土地
比準する価格	比準する価格	比準する価格	比準する価格
田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度の土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十二年度の土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である土地とその状況が類似する宅地
比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格	田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
附則第十九条の二の二第三項に規定する	当該平成三十一年度類似適用土地の類似土地	当該平成三十二年度類似適用土地の類似土地	当該平成三十一年度適用土地の類似土地
比準する価格	比準する価格	比準する価格	比準する価格
田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度の土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十二年度の土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である土地とその状況が類似する宅地
比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格	田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格

附則第十九条の三の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成六年度以降の各年度分の固定資産税の特例）」を付する。

附則第十九条の四第一項及び第二項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第四項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「みなして」を「みなして、」に改め、同条第五項中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十七年度特定市街化区域農地」を「平成三十年度特定市街化区域農地」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十九年度特定市街化区域農地」を「平成三十一年度特定市街化区域農地」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十九年度特定市街化区域農地」を「平成三十二年度特定市街化区域農地」に、「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「みなして」を「みなして、」に改め、同条第六項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「平成二十七年度で」を「平成三十年度で」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「みなして」を「みなして、」に改める。